

広告物

44

白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。

屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

32

広告物は、地区のにぎわいを高めるため、個性的で質の高い魅力的なデザインとする。

33

広告物の形態、意匠、大きさ、位置などは、街並みと調和したものにするるとともに、建築物と調和したものとする。

34

広告物は、まちのアクセントとなり、通りの景観を演出するものとする。

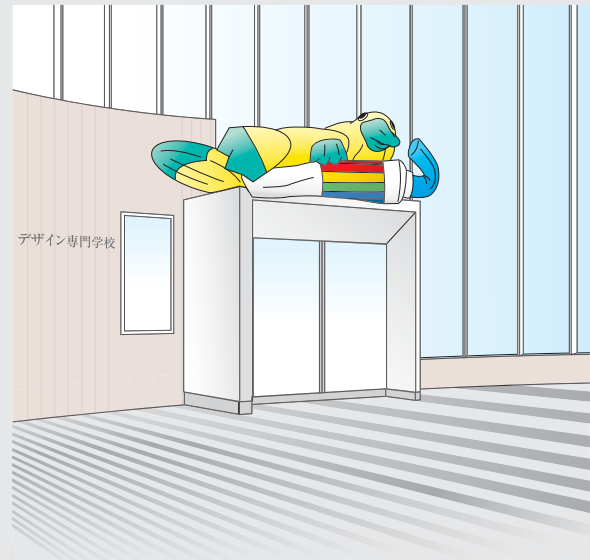
35

広告物は、可能な限り自由で創造的で魅力あるデザインを施すなど、まちの楽しさ、にぎやかさの演出に努める。

今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅周辺区域【幹線道路沿い】

屋外広告は都市景観を形成する重要な要素です。

今池地区は、にぎわいのある個性的な街並みをめざしています。個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。



広告物

色彩など

36 高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。



37 彩度14を超える色は使用しないよう努める。



38 彩度14を超える色を使用する場合は、面積を抑え、アクセントとして用いるなど、注意して使用する。



39 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなどして注意して使用する。



40 文字や図柄は、バランスよく配置する。また雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。



千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】

高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。
高彩度色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。

補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。
コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

照明など

41 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。



42 隣接した住宅の環境を損なわないように、広告照明の表示方向及び照度などは十分注意する。



43 電飾化（ネオンサインなど）によってまちのにぎわいを図る。



音響を伴う広告物

44 音響を伴う広告物は設置しない。



千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】

フラッシュの多用や、文字の表示速度の速い電光表示は、周辺の街並みと不調和になりやすいので、速度を緩め、内容を把握できる程度としてください。



広告物

屋上広告

45



建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

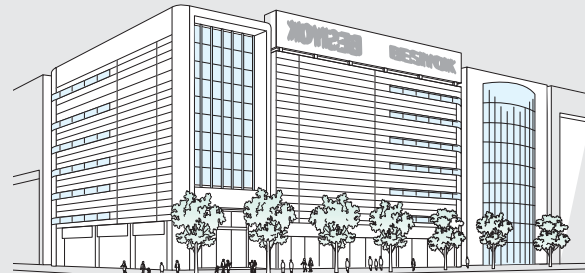
46



骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

ただし、デザインに配慮されたもので、市長が特に認めたものについては、この限りではない。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



壁面広告

47



表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下又は30㎡以下とする。

ただし、一壁面の面積が100㎡未満の建築物については、壁面積の3/10以下とする。

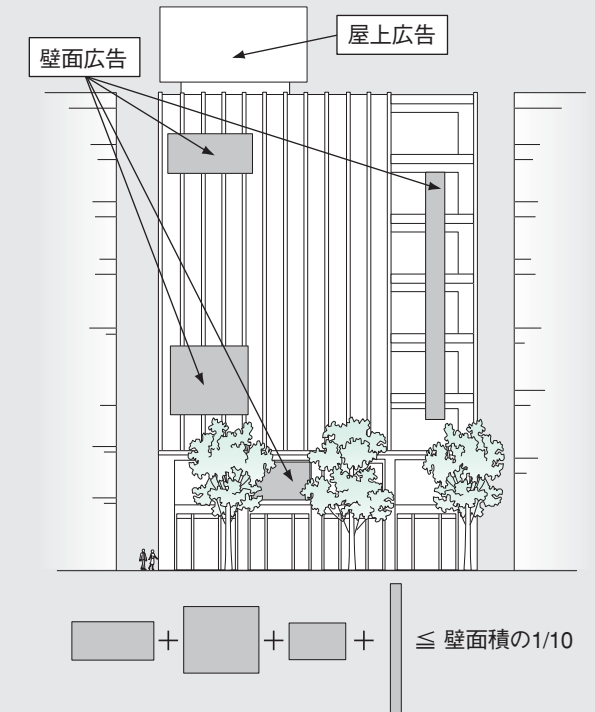
48



窓面を利用した広告物の文字や図柄などは、デザインに配慮する。

壁面広告とは、建築物または工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。

壁面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけでなく、窓、開口部も含めます。



※屋上広告の表示面積は壁面積に含みません。

隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。



今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】

今池駅周辺区域【幹線道路沿い以外】
今池駅周辺区域【幹線道路沿い】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い以外】
千種駅前周辺区域【幹線道路沿い】

広告物

突出広告

49



50



51



52



今池駅周辺区域〔幹線道路沿い以外〕
今池駅周辺区域〔幹線道路沿い〕
千種駅前周辺区域〔幹線道路沿い以外〕
千種駅前周辺区域〔幹線道路沿い〕

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

下端の高さは、4.5m以上とする。

ただし、1つの表示面の表示面積が1㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

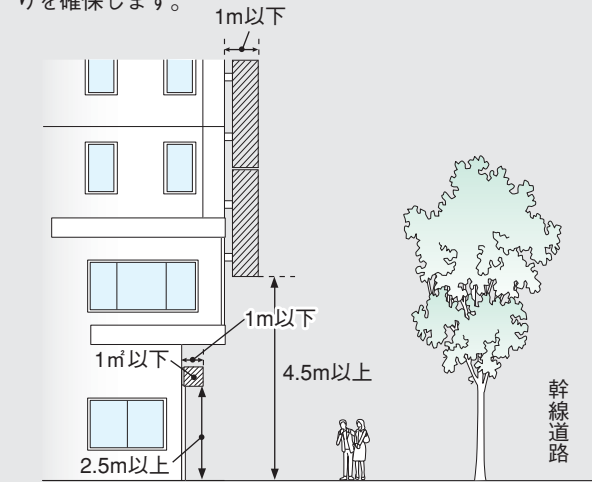
一壁面には、一列にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が1㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りではない。

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

突出広告とは、建築物または工作物の側面に突出する広告物をいいます。
突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らします。

一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



突出広告が無秩序に設置されると、建築物によって構成される街並みの連続性が損なわれてしまいます。秩序だって設置することにより、街並みと調和するよう努めてください。



一列に設置された広告物は、地色を統一するなどすっきりとしたイメージを与えるよう配慮して下さい。

飾り看板

53



54



置き看板・広告旗など

54



今池駅周辺区域〔幹線道路沿い以外〕
今池駅周辺区域〔幹線道路沿い〕
千種駅前周辺区域〔幹線道路沿い以外〕
千種駅前周辺区域〔幹線道路沿い〕

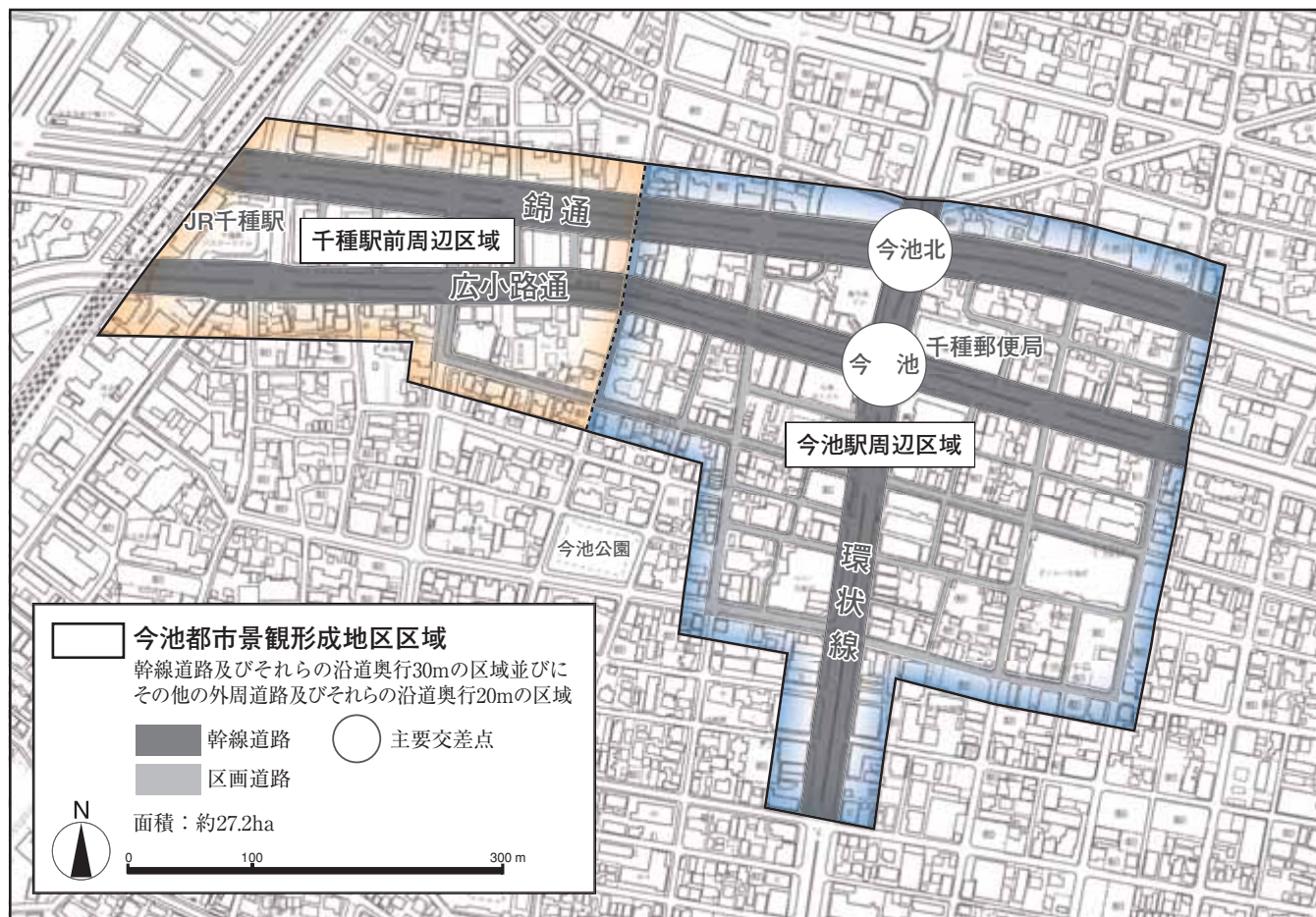
まちのにぎわいと通りの景観を演出するため、可能なかぎり飾り看板を設置する。

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。



置き看板やのぼり旗などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。





都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



建築物

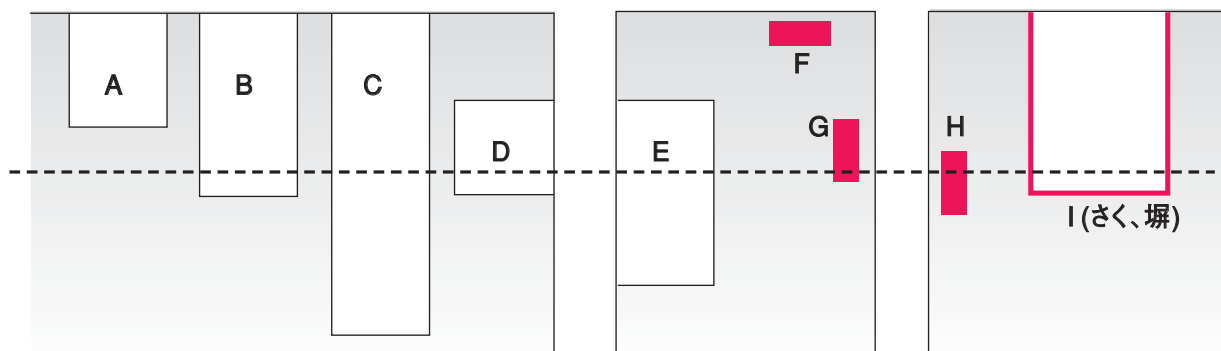
- ・敷地が幹線道路または区画道路に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 … 基準を適用します。
Eの場合 …… 基準を適用しません。

工作物

- ・幹線道路または区画道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

F、G、H、Iの場合 …… 基準を適用します。



広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません
(ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。)

A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。

